



河川の管理等に関する行政評価・監視

＜調査結果に基づく通知＞

「行政評価・監視」は、北海道管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、河川の適正な管理による不法行為の根絶及び河川環境の保全を図る観点から、現地調査をし、必要な改善を図るものです。

- 石狩川本川、創成川、千歳川、豊平川、茨戸川等8河川、調査延長122kmを实地踏査
- 調査結果については、平成18年8月11日、北海道開発局に対して所見表示したものです。

＜本件照会先＞

総務省北海道管区行政評価局

第一部次長 佐藤 司

(担当) 竹内 優礼、太田 聡

(電話) 011(709)1804

概略

背景

河川法 (昭和39年法律第167号)

- ◆ 平成9年度に改正、従来の治水及び利水に加えて河川環境の保全等が法の目的として位置付け

石狩川水系の特徴

- ◆ 石狩川水系は道内中央部に位置し、流域には43市町(18市25町)、道内人口の過半数を超える約300万人が居住
- ◆ 当該地域は、河川の内水氾濫を受けやすい低平地

実態

- 河川敷地に無断で工作物を設置する等の不法占用や古い家電やゴミ等の不法投棄あり。

- 当局に寄せられている行政相談等をみると、河川敷地の管理や有効利用及び占用許可に関する改善を求める声

調査の実施

今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善すべき事項を所見表示

- 1 都市河川における親水空間の利用の促進について
- 2 河川管理の適正化等
 - (1) 河川巡視のあり方の見直し
 - (2) 不法行為対策
- 3 適切な占用許可事務の実施
 - (1) 撤去訓練の実施等の見直し
 - (2) 河川区域の占用標識の設置等の適正化

北海道管区行政評価局

所見表示

北海道開発局

平成18年8月11日

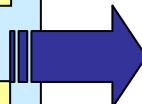
所見表示事項1 都市河川における親水空間の利用の促進について

制度・仕組み

- 「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」（平成8年12月4日河川審議会提言）



- 河川法の目的に「河川環境」を明確に位置付け
 - ・ 河川法（平成9年6月改正）
「河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理する」とされ
 - i 河川の自然環境
 - ii 河川と人との関わりにおける生活環境の整備・保全
- と目的に位置付け



現状・実態

- 豊平川堤防の法面が自転車等の通行により、人為的に損傷（当局確認4カ所）



- 補修するだけでは、根本的な解決に至らず
- 利用者の利用実態に合わせた整備が必要



所見表示要旨

利用者の安全性及び利便性を考慮した自転車道に至る道路や階段の整備を含めた親水空間の利用の促進についての検討を行い、所要の措置を講ずること。

所見表示事項2 河川管理の適正化等

(1) 河川巡視のあり方の見直し

制度・仕組み

【北海道開発局】

- 道内における河川巡視は「北海道開発局河川巡視要領」(平成6年4月1日付け北開局建第313号局長通知)に基づき実施

【国土交通省 → 北海道開発局、各地方整備局】

- 河川法改正に併せて、
 - i 平成9年7月
 - ii 平成13年10月
 - iii 平成17年3月に「河川巡視規程例について」により、親水施設の利用の安全性、河川空間の利用に関する情報収集等を付加した、河川巡視規程の改正を求める。

問題意識

- 現在の北海道開発局の河川巡視要領に国土交通省の河川巡視規程例に合わせた必要な条項が含まれず。
- 北海道開発局の巡視要領に規定する報告様式が巡視項目に則してチェックする内容となっていない。
- 河川巡視の実施状況が不適切

現状・実態

- 豊平川の堤防(堤外側)法面が自転車等の通行によって人為的に損傷
- 占用者における河川敷地の管理が劣悪
- 廃棄された家電、ドラム缶、ゴミ等が一带に散乱
- 樋門、樋管等の河川管理施設標識の設置が区々、また、中には、樋門の基礎部分がひび割れているものあり。

所見表示要旨

- ① 北海道開発局河川巡視要領を見直すこと。
- ② 見直し後の北海道開発局河川巡視要領に基づき、河川巡視を適切に行うこと。

(2) 不法行為対策

制度・仕組み

○ 河川法第29条

河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令（注）で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（注）河川法施行令第16条の4

「河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為」とは、

i 河川を損傷すること

ii 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること等

現状・実態

○ 不法占用

<茨戸川>

- ・北海道開発局が整備した係留施設2カ所とも内水面漁業者が不法に占用
- ・また、係留施設と隣接している高水敷をパークゴルフ場の駐車場として不法に占用

<石狩川>

- ・仮設の物置として占用許可を与えている河川敷地に廃車されたバス等があり、占用地内に**どのような工作物が何台あるのか把握していない**。
- ・また船舶を上げ下ろすためのスペースが流木で使用不能

○ 不法投棄

- ・調査した河川事務所管内における不法投棄量はまだまだ多く、回収してはまた投棄されるという状況
- ⇐ 当局調査で把握した**悪質な5事例**を北海道開発局に提報

<対策例>

- ・滝川河川事務所では、投棄場所につながる道路に車両進入防止柵を設置、さらに投棄者に対する警告看板を設置 ⇨ 一応の効果あり

所見表示要旨

- ① 早急に不法占用状態を解消すること。
- ② 占用地の総点検を実施し、不法占用工作物の解消、不法投棄物を一掃。適切な占用地の管理を指導すること。
- ③ 不法投棄場所の特定を行い、車両の進入を防止する等の措置を講じること。

所見表示事項3 撤去訓練実施等の見直し

制度・仕組み

○ 河川法

- ・ 河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。
(第24条)
- ・ 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認には、必要な条件を付することができる。
(第90条第1項)

○ 河川敷地の占用許可について

河川敷地占用許可準則の一部改正について
(平成17年3月28日国河政発第139号)

- ・ 占用の許可には、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件を付すものとする。
(第13第2項)
- ・ 占用許可を受けた者から、報告を徴収するなど、占用状況及び許可条件の履行状況の確認を行う。
(第13第3項)

現状・実態

- 同じ河川事務所で河川管理上、占有者に対する洪水等の緊急時において、工作物の撤去等を行うために必要な特別条件（注）の取扱いが区々

（注） 特別条件：毎年1回、施設の撤去訓練を行い、その結果を報告することを義務付ける等の条件

- 撤去訓練実施計画に則した撤去訓練が未実施

（注） 撤去訓練実施計画書では、野球場の場合、バックネット、簡易トイレ、休憩所等をクレーン等で吊り上げ、移動を伴う訓練を実施することとなっている。

- 河川事務所によって、撤去訓練結果報告の提出に係る取扱いが区々（口頭又は書類による報告）

所見表示要旨

- ① 撤去が必要とされる工作物には特別条件を付すこと。
- ② 撤去訓練実施計画に則した撤去訓練を実施すること。
- ③ 撤去訓練結果報告書の書面による提出を義務付けること。